

中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊2 再生支援実施要領Q & A 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>Q 8. 協議会スキームに基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の債権者の税務処理はどのようにになりますか。</p> <p>A. <u>協議会スキームに基づき策定された再生計画により債権放棄等（債権放棄及び債務の株式化をいいます。）が行われた場合の債権者の税務処理については、原則として、法人税基本通達9-4-2における「合理的な再建計画に基づく債権放棄等」に該当し、当該債権放棄等の額は損金の額に算入されると考えていますが、これを確認するため、2022年6月16日に国税庁に「中小企業活性化協議会の『中小企業活性化協議会実施基本要領』に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月17日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。</u></p> <p>Q 9. 協議会スキームに基づき策定された再生計画により債務免除等を受けた場合の債務者の税務処理はどのようにになりますか。</p> <p>A. <u>協議会スキームに基づき策定された再生計画により債務免除等を受けた場合、債務者（中小企業者である法人）の税務処理については、法人税基本通達12-3-1（3）に定める「債務の免除等が多数の債権者によって協議の上決められる等その決定について恣意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められる資産の整理があったこと」に該当し、法人税法施行令117条の3第3号の再生手続開始の決定に準ずる事実等に該当することから、原則として、法人税法第59条第3項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》の適用があるものと考えられますが、これを確認するため、2022年6月16日に国税庁に「中小企業活性化協議会の『中小企業活性化</u></p>	<p>Q 8. 協議会スキームに基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の債権者の税務処理はどのようにになりますか。</p> <p>A. <u>[近日中に更新予定]</u></p> <p>Q 9. 協議会スキームに基づき策定された再生計画により債務免除等を受けた場合の債務者の税務処理はどのようにになりますか。</p> <p>A. <u>[近日中に更新予定]</u></p>

協議会実施基本要領』に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月 17 日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。

なお、Q 7 のとおり、資産評価損益の計上や期限切れ欠損金の優先利用の適用を受ける再生計画を策定する場合は、本要領に定められた手順ではなく、本基本要領別冊 3 「中小企業再生支援スキーム」に定められた手順に従う必要があります。

Q 9 – 2. 協議会スキームに基づき保証人が保証債務を履行するために資産を譲渡した場合及び保証債務の免除を受けた場合の保証人の税務処理はどのようにになりますか。

A. 協議会スキームにより、対象債務者の主債務と保証人の保証債務の一体整理を行う場合において、本要領及び本基本要領の別冊 4 「中小企業活性化協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」（以下「本整理手順」といいます。）に従って策定された再生計画及び保証人の保証債務に係る弁済計画により、保証人が保証債務を履行するためにその有する資産を譲渡し、その履行により取得した求償権を放棄したときは、原則として、所得税法第 64 条第 2 項に規定する「求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったとき」に該当すると考えられます。これを確認するため、2022 年 6 月 16 日に国税庁に「中小企業活性化協議会の『中小企業活性化協議会実施基本要領』に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月 17 日に国税庁から差し支えない旨回答をいただいております。

また、本要領及び本整理手順に基づき策定された弁済計画により保証債務の免除を受けた場合の保証人の税務処理については、「『経営者保証に関するガイ

Q 9 – 2. 協議会スキームに基づき保証人が保証債務を履行するために資産を譲渡した場合及び保証債務の免除を受けた場合の保証人の税務処理はどのようにになりますか。

A. [近日中に更新予定]

ドライン』に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理』(2014年1月1
6日制定)と同様になると考えられます。